参考（改正後の通知全文）

厚生労働省発社援第1005003号
平成１７年１０月５日

第一次改正、第二次改正
第三次改正、第四次改正
第五次改正、第六次改正
第七次改正、第八次改正
第九次改正、第十次改正
第十一次改正、第十二次改正
第十三次改正、第十四次改正
第十五次改正、第十六次改正
第十七次改正、第十八次改正
第十九次改正、第二十次改正
第二十一次改正、第二十二次改正
第二十三次改正、第二十四次改正
第二十五次改正、第二十六次改正
第二十七次改正
第二十八次改正
厚生労働省発社援0319第14号
令和８年３月19日

都道府県知事
各　指定都市市長　殿
中核市市長

厚生労働事務次官

社会福祉施設等施設整備費の国庫補助について

標記の国庫負担（補助）金の交付については、別紙「社会福祉施設等施設整備費国庫補助金交付要綱」（以下「交付要綱」という。）により行うこととされ、平成１７年４月１日から適用することとされたので通知する。

なお、平成３年１１月２５日厚生省社第４０９号「社会福祉施設等施設整備費及び社会福祉施設等設備整備費国庫負担（補助）について」は廃止する。

おって、平成１６年度以前に交付された国庫負担（補助）金の取扱いについては、なお従前の例によるものとする。

さらに、本通知中、社会福祉法人等に対して国庫補助を行うこととされている部分については、貴管内社会福祉法人等に対し、貴職からこの旨通知されたい。

別　紙

社会福祉施設等施設整備費国庫補助金交付要綱

第１　通　　則

社会福祉施設等施設整備費国庫補助金については、予算の範囲内において交付するものとし、法令又は予算の定めるところに従い、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和３０年法律第１７９号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和３０年政令第２５５号。以下「適化法施行令」という。）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成１２年厚生省労働省令第６号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

第２　社会福祉施設等施設整備費国庫補助金

（交付の目的）

１　社会福祉施設等施設整備費国庫補助金（以下第２において「整備費補助金」という。）は、「生活保護法」（昭和２５年法律第１４４号）、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（平成１７年法律第１２３号。以下「障害者総合支援法」という。）等の規定に基づき、社会福祉法人等が整備する施設整備に要する費用の一部を補助するとともに、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和４年法律第５２号）の規定に基づき、都道府県、政令指定都市、又は中核市が整備する施設整備に要する費用の一部を補助することにより、施設入所者等の福祉の向上を図ることを目的とする。

（定　義）

２　第２において「社会福祉施設等」とは、次の表の区分ごとに掲げる大分類、中分類及び小分類の施設をいう。

区　　分	大　分　類	中　分　類	小　分　類
(1) 生活保護法第３８条に基づく保護施設	保護施設	救護施設 更生施設 授産施設 宿所提供施設	
(2) 社会福祉法（昭和２６年法律第４５号）第２条第２項第７号に基づく授産施設（(1)による授産	社会事業授産施設		

施設を除く。）			
(3) 障害者総合支援法第５条第１項に基づく障害福祉サービス事業（同条第６項に規定する療養介護、同条第７項に規定する生活介護、同条第１２項に規定する自立訓練、同条第１４項に規定する就労移行支援若しくは同条第１５項に規定する就労継続支援に限る。）を行う施設（以下「障害福祉サービス事業所」という。）並びに同条第１１項に規定する障害者支援施設	障害福祉サービス事業所 障害者支援施設		
(4) 障害者総合支援法第５条第２項に規定する居宅介護、同条第３項に規定する重度訪問介護、同条第４項に規定する同行援護、同条第５項に規定する行動援護（以下「居宅介護」という。）、同条第８項に規定する短期入所、同条第１３項に規定する就労選択支援、同条第１６項に規定する就労定着支援、同条第１７項に規定する自立生活援助、同条第１８項	居宅介護事業所 重度訪問介護事業所 同行援護事業所 行動援護事業所 （以下「居宅介護事業所」という。） 短期入所事業所 就労選択支援事業所 就労定着支援事業所 自立生活援助事業所 共同生活援助事業所		

に規定する共同生活援助及び同条第１９項に規定する相談支援を行う事業所	相談支援事業所		
(5) 身体障害者福祉法（昭和２４年法律第２８３号）第５条第１項に基づく身体障害者社会参加支援施設（補装具製作施設、盲導犬訓練施設及び視聴覚障害者情報提供施設に限る。）	身体障害者社会参加支援施設	補装具製作施設 盲導犬訓練施設 視聴覚障害者情報提供施設	点字図書館 聴覚障害者情報提供施設
(6) 障害者総合支援法第５条第２９項に基づく福祉ホーム	福祉ホーム		
(7) 平成１７年１０月５日社援発第 1005010 号厚生労働省社会・援護局長通知「社会福祉施設等における応急仮設施設整備の国庫補助の取扱いについて」に基づく応急仮設施設	応急仮設施設		
(8) 社会福祉法第２条第３項第８号に基づく無料低額宿泊所	無料低額宿泊所		
(9) 生活保護法第３０条に基づく日常生活	日常生活支援住居施設		

支援住居施設			
(10) 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和４年法律第５２号）第９条第６項に基づく困難な問題抱える女性を一時保護する一時保護所、同法第１２条に基づく困難な問題を抱える女性を入所させて、保護等を行うための女性自立支援施設	一時保護所 女性自立支援施設		
(11) 上記以外の施設であって、当該施設について国が当該施設の設置及び運営についての基準を定めており、かつ、厚生労働大臣が特に整備の必要を認めるもの	その他施設		

３　第２において「施設整備」とは、次の表の整備区分ごとに掲げる整備内容をいう。

（１）第２の２の表第１号、第２号、第９号及び第１１号に掲げる施設（以下「保護施設等」という。）並びに保護施設等に係る第７号の施設の場合

整備区分	整備内容
創設	新たに施設を整備すること。
増築	既存施設の現在定員の増員を図るための整備をすること。
増改築	既存施設の現在定員の増員を図るための増築整備をするとともに既存施設の改築整備（一部改築並びに倒壊等

	の危険性のある障害者施設等の耐震化及び津波対策としての高台への移転を図るための改築（以下「耐震化等整備」という。）を含む。）をすること。
改　　築	既存施設の現在定員の増員を行わないで改築整備（一部改築及び耐震化等整備を含む。）をすること。
拡　　張	既存施設の現在定員の増員を行わないで施設の延面積の増加を図る整備をすること。
大規模修繕等	既存施設について平成１７年１０月５日社援発第1005006 号厚生労働省社会・援護局長通知「社会福祉施設等施設整備費における大規模修繕等の取扱いについて」及び平成２８年１１月１８日社援発１１１８第３号厚生労働省社会・援護局長通知「障害者支援施設等における防犯対策等の強化に係る整備について」により整備をすること。
スプリンクラー設備等整備	平成１７年１０月５日社援発第 1005007 号厚生労働省社会・援護局長通知「社会福祉施設等施設整備費におけるスプリンクラー設備等の取扱いについて」により整備をすること。
老朽民間社会福祉施設整備	社会福祉法人が設置する施設について平成１７年１０月５日社援発第 1005005 号厚生労働省社会・援護局長通知「老朽民間社会福祉施設の整備について」により改築整備（一部改築を含む。）をすること。
応急仮設施設整備	平成１７年１０月５日社援発第 1005010 号厚生労働省社会・援護局長通知「社会福祉施設等における応急仮設施設整備の国庫補助の取扱いについて」により整備をすること。

（２）第２の２の表第３号及び第５号に掲げる施設（以下「障害福祉サービス事業所等」という。）並びに障害福祉サービス事業所等に係る第７号の施設の場合

整 備 区 分	整　　備　　内　　容
創　　設	新たに施設を整備すること。
増　　築	既存施設の現在定員の増員を図るための整備をするこ

	と。
改　　築	既存施設の改築整備（一部改築及び耐震化等整備を含む。）をすること。
大規模修繕等 （沖縄県及び那覇市が行う施設整備を除く。ただし、「障害者支援施設等における防犯対策等の強化に係る整備について」による整備はこの限りではない。）	既存施設等について平成１７年１０月５日社援発第1005006 号厚生労働省社会・援護局長通知「社会福祉施設等施設整備費における大規模修繕等の取扱いについて」及び平成２８年１１月１８日社援発１１１８第３号厚生労働省社会・援護局長通知「障害者支援施設等における防犯対策等の強化に係る整備について」により整備をすること。
スプリンクラー設備等整備	平成１７年１０月５日社援発第 1005007 号厚生労働省社会・援護局長通知「社会福祉施設等施設整備費におけるスプリンクラー設備等の取扱いについて」により整備をすること。
老朽民間社会福祉施設整備	社会福祉法人が設置する施設について平成１７年１０月５日社援発第 1005005 号厚生労働省社会・援護局長通知「老朽民間社会福祉施設の整備について」により改築整備をすること。
応急仮設施設整備	平成１７年１０月５日社援発第 1005010 号厚生労働省社会・援護局長通知「社会福祉施設等における応急仮設施設整備の国庫補助の取扱いについて」により整備をすること。
避難スペース整備 （第５号に掲げる施設の整備を除く。）	平成２５年２月２６日障発０２２６第４号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「社会福祉施設等施設整備費における在宅障害者向け避難スペース整備の取扱いについて」により避難スペース整備をすること。

（３）第２の２の表第４号の施設並びに同号の施設に係る第７号の施設の場合

整備区分	整　　備　　内　　容
創　　設	新たに施設を整備すること。

増　　築	既存施設の現在定員の増員を図るための整備をすること。
改　　築	既存施設の改築整備（一部改築及び耐震化等整備を含む。）をすること。
大規模修繕等 （沖縄県及び那覇市が行う施設整備を除く。ただし、共同生活援助事業所及び「障害者支援施設等における防犯対策等の強化に係る整備について」による整備はこの限りではない。）	既存施設等について平成１７年１０月５日社援発第1005006 号厚生労働省社会・援護局長通知「社会福祉施設等施設整備費における大規模修繕等の取扱いについて」及び平成２８年１１月１８日社援発１１１８第３号厚生労働省社会・援護局長通知「障害者支援施設等における防犯対策等の強化に係る整備について」により整備をすること。
応急仮設施設整備	平成１７年１０月５日社援発第1005010 号厚生労働省社会・援護局長通知「社会福祉施設等における応急仮設施設整備の国庫補助の取扱いについて」により整備をすること。
避難スペース整備 （居宅介護及び相談支援を行う事業所の施設整備を除く。）	平成２５年２月２６日障発０２２６第４号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「社会福祉施設等施設整備費における在宅障害者向け避難スペース整備の取扱いについて」により避難スペース整備をすること。

（４）第２の２の表第６号に掲げる施設の場合

整　備　区　分	整　　備　　内　　容
大規模修繕等	既存施設について平成２８年１１月１８日社援発１１１８第３号厚生労働省社会・援護局長通知「障害者支援施設等における防犯対策等の強化に係る整備について」により整備をすること。
スプリンクラー設備等整備	平成１７年１０月５日社援発第 1005007 号厚生労働省社会・援護局長通知「社会福祉施設等施設整備費におけ

	るスプリンクラー設備等の取扱いについて」により整備をすること。

（５）第２の２の表第８号に掲げる施設の場合

整　備　区　分	整　　備　　内　　容
大規模修繕等	既存施設等について平成１７年１０月５日社援発第1005006 号厚生労働省社会・援護局長通知「社会福祉施設等施設整備費における大規模修繕等の取扱いについて」及び令和元年６月２７日社援発０５２０第４号厚生労働省社会・援護局長通知「無料低額宿泊所における防火安全対策の推進に係る整備について」により整備をすること。

（６）第２の２の表第１０号に掲げる施設の場合

整　備　区　分	整　　備　　内　　容
創　　設	新たに施設を整備すること。
増　　築	既存施設の現在定員の増員を図るための整備をすること。
増　改　築	既存施設の現在定員の増員を図るための増築整備をするとともに既存施設の改築整備（一部改築及び耐震化等整備を含む。）をすること。
改　　築	既存施設の現在定員の増員を行わないで改築整備（一部改築及び耐震化等整備を含む。）をすること。
拡　　張	既存施設の現在定員の増員を行わないで施設の延面積の増加を図る整備をすること。
大規模修繕等	既存施設について平成１７年１０月５日社援発第1005006 号厚生労働省社会・援護局長通知「社会福祉施設等施設整備費における大規模修繕等の取扱いについて」により整備をすること。 耐震化等整備事業のうち、既存施設の耐震補強のために必要な補強改修工事や当該工事と併せて付帯設備の改

	造等を行う次の整備をすること。 ・給排水設備、電気設備、ガス設備、冷暖房設備、消防用設備等付帯設備の改造工事 ・その他必要と認められる上記に準ずる工事
スプリンクラー設備等整備	平成１７年１０月５日社援発第 1005007 号厚生労働省社会・援護局長通知「社会福祉施設等施設整備費におけるスプリンクラー設備等の取扱いについて」により整備をすること。
老朽民間社会福祉施設整備	平成１７年１０月５日社援発第 1005005 号厚生労働省社会・援護局長通知「老朽民間社会福祉施設の整備について」により改築整備（一部改築を含む。）をすること。
防犯対策強化に係る整備	平成２８年１１月１８日社援発１１１８第３号厚生労働省社会・援護局長通知「障害者支援施設等における防犯対策等の強化に係る整備について」により整備をすること。

（交付の対象）

４　整備費補助金は、次の事業を交付の対象とする。

（１）次の表の①欄に定める施設の種類ごとに、②欄に定める設置根拠等により③欄に定める設置者が設置する施設に係る施設整備事業に対し、④欄に定める補助根拠等により⑤欄に定める補助者が行う補助事業

①施設の種類	②設置根拠等	③設置者	④補助根拠等	⑤補助者	⑥県補助率	⑦国庫補助率
⑴ 保護施設	生活保護法第４１条	社会福祉法人又は日本赤十字社	生活保護法第７４条第１項	都道府県又は指定都市若しくは中核市（沖縄県及び那覇市を除く。ただし、「障害者支援施設等における防犯対策等の強化に係る	３／４	２／３

				整備について」による整備はこの限りではない。）		
(2) 社会事業授産施設	社会福祉法第２条第２項第７号	社会福祉法人	予算措置	都道府県又は指定都市若しくは中核市（沖縄県及び那覇市を除く。ただし、「障害者支援施設等における防犯対策等の強化に係る整備について」による整備はこの限りではない。）	３／４	２／３
(3) 障害福祉サービス事業所等 ｱ 障害福祉サービス事業所（療養介護を除く。）	障害者総合支援法第７９条第２項	障害者総合支援法第７９条第２項に基づき事業を実施する法人（社会福祉法人、医療法人、日本赤十字社、公益社団法人、一般社団法人、公益財団法人、一般財団法人、NPO法人、営利法人等。以下「社会福祉法	予算措置	都道府県又は指定都市若しくは中核市	３／４	２／３

		人等」という。）				
ｲ　障害福祉サービス事業所（療養介護に限る。）	障害者総合支援法第７９条第２項	社会福祉法人等	予算措置	都道府県又は指定都市若しくは中核市	３／４	２／３
ｳ　障害者支援施設	障害者総合支援法第８３条第４項	地方税法（昭和２５年法律第２２６号）第３４８条第２項第１０の６号及び第１０の７号の規定により固定資産税を課されないこととされている法人（社会福祉法人、日本赤十字社、公益社団法人又は公益財団法人等。医療法人を除く。）	予算措置	都道府県又は指定都市若しくは中核市	３／４	２／３
(4) 居宅介護事業所、短期入所事業所、就労選択支援事業所、就労定着支援事業所、自立生活援助事業所、共同生活援助事業所及び相談	障害者総合支援法第７９条第２項	社会福祉法人等	予算措置	都道府県又は指定都市若しくは中核市	３／４	２／３

支援事業所						
(5) 身体障害者社会参加支援施設	身体障害者福祉法第２８条第３項	社会福祉法人	予算措置	都道府県又は指定都市若しくは中核市	３／４	２／３
(6) 福祉ホーム	障害者総合支援法第７９条第２項	社会福祉法人等	予算措置	都道府県又は指定都市若しくは中核市	３／４	２／３
(7) 応急仮設施設	平成１７年１０月５日社援発第 1005010 号厚生労働省社会・援護局長通知「社会福祉施設等における応急仮設施設整備の国庫補助の取扱いについて」	本表中の施設の種類ごとに定められている設置者	予算措置	都道府県又は指定都市若しくは中核市	３／４	２／３
(8) 無料低額宿泊所	社会福祉法第２条第３項第８号	社会福祉法人等	予算措置	都道府県又は指定都市若しくは中核市	３／４	２／３
(9) 日常生活支援住居施設	生活保護法第３０条	社会福祉法人等	予算措置	都道府県又は指定都市若しくは中核市	３／４	２／３

(10) 女性自立支援施設	困難な問題を抱える女性への支援に関する法律第１２条	社会福祉法人	予算措置	都道府県	３／４	２／３
(11) その他施設	別途厚生労働大臣が定める基準等	社会福祉法人又は日本赤十字社	予算措置等	都道府県又は指定都市若しくは中核市	３／４	２／３

（２）次の表の①欄に定める施設の種類ごとに、②欄に定める設置根拠等により③欄に定める設置者が設置する施設に係る施設整備事業

①施設の種類	②設置根拠等	③設置者	④国庫補助率
(1) 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律に基づく施設			
ｱ　女性相談支援センター 一時保護所	困難な問題を抱える女性への支援に関する法律第９条第６項	都道府県 指定都市	１／２
ｲ　女性自立支援施設	困難な問題を抱える女性への支援に関する法律第１２条	都道府県	１／２

５　整備費補助金は、施設整備費において次に掲げる費用については補助の対象としないものとする。

（１）土地の買収又は整地に要する費用

（２）職員の宿舎に要する費用

（３）その他施設整備費として適当と認められない費用

（交付額の算定方法）

６　整備費補助金の交付額は、次により算出する。

なお、事業ごとに算出された交付額に 1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

（１）４（１）の補助事業に係る創設、増築、増改築、改築、拡張、老朽民間社会福祉施設整備及び避難スペース整備については、次により算出された額を交付額とする。

ア　工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表１－１、別表１－２、別表１－３又は別表１－４の第３欄に定める対象経費の実支出額の合計額と、総事業費から寄付金その他の収入額（社会福祉法人等（営利法人を除く。）の場合は、寄付金収入額を除く。以下同じ。）を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ　４（１）の表の①欄に定める施設の種類ごとに、別表１－１、別表１－２、別表１－３又は別表１－４の第１欄に定める種目ごとに第２欄により算出した基準額の合計を算出する。

ウ　アにより選定された額に４（１）の表の⑥欄に定める県補助率を乗じて得た額と、イにより算出した額と、施設の種類ごとに算出した都道府県又は指定都市若しくは中核市が補助した額の合計額とを比較していずれか少ないほうの額の施設の種類ごとの額（以下「国庫補助基本額」という。）に、４（１）の表の⑦欄に定める国庫補助率を乗じて得た額の範囲内の額を交付額とする。

エ　ただし、保護施設等に地域交流スペースの整備を行うときは、地域交流スペースに係る額を除いてアからウにより算定した交付額に、次の（ア）から（エ)のうちいずれか少ない額を加えたものを交付額とする。

（ア）地域交流スペースに係る総事業費から地域交流スペースに係る寄付金その他の収入額を控除した額

（イ）地域交流スペースに係る対象経費の実支出額

（ウ）地域交流スペースに係る基準額

ａ　防災拠点型以外の地域交流スペースの場合（ｂの場合を除く。）３４，３００千円（初度設備相当を併せて整備する場合は３６，１３０千円）

ｂ　防災拠点型以外の地域交流スペースの場合で、かつ、耐震化等整備又は南海 トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成１４年法律第９２号）第１２条若しくは日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成１６年法律第２７号）第１１条に基づく津波避難対策緊急事業計画に掲げる整備を行う場合４８，０１０千円（初度設備相当を併せて整備する場合は４９，８４０千円）

ｃ　防災拠点型地域交流スペースの場合（ｄの場合を除く。）４６，６００千円（初度設備相当を併せて整備する場合は５１，５８０千円）

ｄ　防災拠点型地域交流スペースの場合で、かつ、耐震化等整備又は南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第１２条若しくは日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第１１条に基づく津波避難対策緊急事業計画に掲げる整備を行う場合、６６，２５０千円（初度設備相

当を併せて整備する場合は７１，２３０千円）

（エ）地域交流スペースに係る都道府県又は指定都市若しくは中核市の補助額

（２）４（２）の事業に係る創設、増築、増改築、改築、拡張及び老朽民間社会福祉施設整備については、次により算出された額を交付額とする。

ア　工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表１－３又は別表１－４の第３欄に定める対象経費の実支出額の合計額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定し、４（２）の表の④欄に定める国庫補助率を乗じた額を算出する。

イ　４（２）の表の①欄に定める施設の種類ごとに、別表１－３又は別表１－４の第１欄に定める種目ごとに第２欄により算出した基準額の合計を算出する。

ウ　アにより選定された額とイにより算出した額とを比較していずれか少ないほうの額を交付額とする。

（３）４（１）の事業に係る６（１）以外の事業の場合については、施設ごとに次により算出するものとする。

ア　別表１－５又は別表１－６及び別表５の第１欄に定める種目ごとに、第２欄に定める基準額と、第３欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ　アにより選定された額を合算した額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額（以下「都道府県（指定都市及び中核市）補助基本額」という。）に、４（１）の表の⑥欄に定める県補助率を乗じて得た額と、都道府県又は指定都市若しくは中核市が補助した額とを比較して少ない方の額（以下「国庫補助基本額」という。）に、同表の⑦欄に定める国庫補助率を乗じて得た額の合計額の範囲内の額を交付額とする。

（４）４（２）の事業に係る６（２）以外の事業の場合については、施設ごとに次により算出するものとする。

ア　別表１－５の第１欄に定める種目ごとに、第２欄に定める基準額と、第３欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ　アにより選定された額を合算した額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に、４（２）の表の④欄に定める国庫補助率を乗じて得た額の合計額の範囲内の額を交付額とする。

（国の財政上の特別措置）

（５）次のア及びイに定める表の①欄に定める区分ごとに、②欄に定める対象施設の種類に掲げる場合には、次のとおりとする。

ア　４（１）の事業の場合

（ア）創設、増築、増改築、改築、拡張、老朽民間社会福祉施設整備及び避難スペース整備の場合

（１）のウ中「４（１）の表の⑥欄に定める県補助率」とあるのは「（５）のアの表の③欄に定める県補助率」と、「４（１）の表の⑦欄に

定める国庫補助率」とあるのは「（５）のアの表の④欄に定める国庫補助率」とそれぞれ読み替えて適用する。

（イ）（ア）以外の施設の場合

（３）のイ中「４（１）の表の⑥欄に定める県補助率」とあるのは「（５）のアの表の③欄に定める県補助率」と、「同表の⑦欄に定める国庫補助率」とあるのは「同表の④欄に定める国庫補助率」とそれぞれ読み替えて適用する。

区　　分 ①	対象施設の種類 ②	県補助率 ③	国庫補助率 ④
ア　沖縄振興特別措置法（平成１４年法律第１４号）第４条に規定する沖縄振興計画に基づく事業として行う場合	・障害福祉サービス事業所（生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を行うものに限る。） ・障害者支援施設 ・身体障害者社会参加支援施設（盲導犬訓練施設を除く。）	5/6	4/5
イ　地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和５５年法律第６３号）第２条に規定する地震対策緊急整備事業計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第１に掲げる社会福祉施設（木造施設の改築として行う場合）	・救護施設 ・障害者支援施設（生活介護又は自立訓練を行うものに限る。）	5/6	4/5

ウ　地震防災対策特別措置法（平成７年法律第１１１号）第２条に規定する地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第１に掲げる社会福祉施設（木造施設の改築として行う場合）	・救護施設 ・障害者支援施設（生活介護又は自立訓練を行うものに限る。）	5/6	4/5
エ　南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成１４年法律第９２号）第１２条第１項に規定する津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業のうち、同項第４号に基づき政令で定める施設及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成１６年法律第２７号）第１１条第１項に規定する津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業のうち、同項第４号に	・女性相談支援センター一時保護所 ・女性自立支援施設	5/6	4/5

基づき政令で定める施設を整備する場合			

イ　４（２）の事業の場合

（ア）創設、増築、増改築、改築、拡張、老朽民間社会福祉施設整備及び避難スペース整備の場合

（２）のア中「４（２）の表の④欄に定める国庫補助率」とあるのは「（５）のイの表の③欄に定める国庫補助率」と読み替えて適用する。

（イ）（ア）以外の施設の場合

（４）のイ中「４（２）の表の④欄に定める国庫補助率」とあるのは「（５）のイの表の③欄に定める国庫補助率」と読み替えて適用する。

区　　分 ①	対象施設の種類 ②	国庫補助率 ③
南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成１４年法律第９２号）第１２条第１項に規定する津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業のうち、同項第４号に基づき政令で定める施設及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成１６年法律第２７号）第１１条第１項に規定する津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業のうち、同項第４号に基づき政令で定める施設を整備する場合	・女性相談支援センター一時保護所 ・女性自立支援施設	2/3

（補助金の概算払）

７　地方厚生局長（徳島県、香川県、愛媛県及び高知県にあっては四国厚生支局長。以下「地方厚生（支）局長」という。）は、必要があると認める場合においては、国の支払計画承認額の範囲内において概算払をすることができるものとする。

（交付の条件）

８　整備費補助金の交付の決定は、次の条件が付されるものとする。

（１）事業に要する経費の配分の変更をする場合には、速やかに当該都道府県の区域を管轄する地方厚生（支）局長の承認を受けなければならない。

（２）事業を中止し、又は廃止する場合には、速やかに地方厚生（支）局長の承認を受けなければならない。

（３）事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合には、速やかに地方厚生（支）局長に報告してその指示を受けなければならない。

（４）この補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙３の様式による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、当該調書及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後５年間保管しておかなければならない。

（５）都道府県、政令指定都市、又は中核市が事業を実施する場合、次の条件が付されるものとする。

ア　事業の内容のうち、事業計画に記載された建物の用途等を変更する場合には、速やかに地方厚生（支）局長の承認を受けなければならない。

イ　事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価５０万円以上の機械、器具及びその他の財産については、適正化法施行令第１４条第１項第２号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、地方厚生（支）局長の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し又は廃棄してはならない。

　なお、地方厚生（支）局長の承認を受けて財産を処分することにより、収入があった場合には、その収入の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

ウ　事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

エ　事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額０円の場合を含む。）は、別紙８の様式により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度６月３０日までに地方厚生（支）局長に報告しなければならない。

オ　事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後５年間保管しておかなければならない。

　ただし、事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価５０万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は

適正化法施行令第１４条第１項第２号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

カ　事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から、寄付金等の資金提供を受けてはならない。ただし、共同募金会に対してなされた指定寄付金を除く。

キ　事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。

ク　補助金の対象経費に対して、お年玉付き郵便葉書等寄付金配分金並びに公益財団法人 JKA 若しくは公益財団法人日本財団の補助金の交付を重複して受けてはならない。

（６）都道府県が市町村又は社会福祉法人等に対してこの間接補助金を交付する場合、若しくは、指定都市又は中核市が社会福祉法人等に対してこの間接補助金を交付する場合には、次の条件を付さなければならない。

ア　間接補助事業に要する経費の配分の変更をする場合には、速やかに都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長の承認を受けなければならない。

イ　間接補助事業の内容のうち、次のものを変更する場合には、速やかに都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長の承認を受けなければならない。

（ア）建物の規模又は構造（施設の機能を著しく変更しない程度の軽微な変更を除く。）

（イ）建物等の用途

（ウ）入所定員又は利用定員

ウ　間接補助事業を中止し、又は廃止する場合には、速やかに都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長の承認を受けなければならない。

エ　間接補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は間接補助事業の遂行が困難になった場合には、速やかに都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長に報告してその指示を受けなければならない。

オ　都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を都道府県又は指定都市若しくは中核市に納付させることがある。

カ　間接補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、間接補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

キ　間接補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告によりこの間接補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額０円の場合を含む。）は、別紙７の様式により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度６月３０日までに都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長に報告しなければならない。

なお、間接補助事業者が全国的に事業を展開する組織の一支部又は一支社及び一支所等であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部又は本社及び本所等で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長に報告があった結果、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税

額を都道府県又は指定都市若しくは中核市に納付しなければならない。

ク　間接補助事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から、寄付金等の資金提供を受けてはならない。ただし、共同募金会に対してなされた指定寄付金を除く。

ケ　間接補助事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。

コ　間接補助事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど都道府県又は指定都市若しくは中核市が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない。

サ　間接補助金の対象経費に対して、お年玉付き郵便葉書等寄付金配分金並びに公益財団法人 JKA 若しくは公益財団法人日本財団の補助金の交付を重複して受けてはならない。

シ　間接補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに間接補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価３０万円以上の機械、器具及びその他の財産については、適正化法施行令第１４条第１項第２号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長の承認を受けないでこの間接補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し又は廃棄してはならない。

なお、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長の承認を受けて財産を処分することにより、収入があった場合には、その収入の全部又は一部を都道府県又は指定都市若しくは中核市に納付させることがある。

ス　間接補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を間接補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後５年間保管しておかなければならない。ただし、間接補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに間接補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価３０万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適正化法施行令第１４条第１項第２号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

（７）（６）により付した条件に基づき都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長が承認又は指示する場合には、あらかじめ地方厚生（支）局長の承認又は指示を受けなければならない。

また、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長が（６）のキによる報告を受けた場合には、別紙８により地方厚生（支）局長に報告しなければならない。

（８）間接補助事業者から財産の処分による収入及び間接補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の納付があった場合には、その納付額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

（９）間接補助事業者が（６）により付した条件に違反した場合には、この間接補

助金の全部又は一部を取り消すことがある。

（10）都道府県又は指定都市若しくは中核市は、国から概算払によりこの間接補助金に係る補助金の交付を受けた場合には、当該概算払を受けた補助金に相当する額を遅滞なく間接補助事業者に交付しなければならない。

（申請手続）

９　この補助金の交付の申請は、次により行うものとする。

補助事業者（施設の設置者が都道府県又は指定都市の場合は設置者とする。以下同じ。）は、別紙１の様式による申請書に関係書類を添えて、別に定める日までに地方厚生（支）局長に提出するものとする。

（変更申請手続）

１０　整備費補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、９に定める申請手続に従い、毎年度別に指示する期日までに行うものとする。

（交付決定までの標準的期間）

１１　この補助金の交付の決定までの標準的期間は、次のとおりとする。

地方厚生（支）局長は、９若しくは１０による申請書が到達した日から起算して原則として４月以内に交付の決定（変更交付決定を含む。）を行うものとする。

（状況報告）

１２　この補助金の状況報告については、次により行わなければならない。

補助事業者は、施設整備に係る工事に着工したときは、別紙４の様式により工事に着工した日から１０日以内に、また、工事進捗状況については別紙５の様式により毎年度１２月末日現在の状況を翌月１５日までに地方厚生（支）局長に報告しなければならない。

（実績報告）

１３　この補助金の事業実績報告は、次により行わなければならない。

補助事業者は、別紙２の様式による報告書に関係書類を添えて、事業の完了の日から起算して１月を経過した日（８の（２）により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から１月を経過した日）又は翌年度４月１０日のいずれか早い日までに、地方厚生（支）局長に提出して行わなければならない。

なお、事業が翌年度にわたるときは、この補助金の交付の決定に係る国の会計年度の翌年度の４月３０日までに、別紙６の様式による報告書を地方厚生（支）局長に提出して行わなければならない。

（補助金の返還）

１４　地方厚生（支）局長は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずる。

（その他）

１５　特別の事情により６、９、１０、１２及び１３に定める算定方法、手続きによることができない場合には、あらかじめ地方厚生（支）局長の承認を受けてその定めるところによるものとする。

別表１－１

算　　定　　基　　準

【保護施設等の場合（３の（１）に掲げる施設）】

創設、増築、増改築、改築、拡張及び老朽民間社会福祉施設整備

１　種　目	２　基　準　額	３　対　象　経　費
本体工事費	ア　定員１人当たり基準単価を適用する場合 （ア）別表２－１又は別表２－２に掲げる定員１人当たり基準単価に定員を乗じて得た額を基準額とする。 （イ）南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第１２条第１項又は日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第１１条第１項に規定する津波避難対策緊急事業計画（以下「津波避難対策緊急事業計画」という。）に基づく事業として行う場合には別表２－３に掲げる定員１人当たり基準単価に定員を乗じて得た額を基準額とする。 （ウ）地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律第２条に規定する地震対策緊急整備事業計画（以下「地震対策緊急整備事業計画」という。）に基づいて実施される事業のうち、同法別表第１に掲げる社会福祉施設（木造施設の改築として行う場合）として行う場合には別表２－４又は別表２－５に掲げる定員１人当たり基準単価に定員を乗じて得た額を基準額とする。 （エ）地震防災対策特別措置法第２条に規定する地震防災緊急事業五箇年計画（以下「地震防災緊急事業五箇年計画」という。）に基づいて実施される事業のうち、同法別表第１に掲げる社会福祉施設（木造施設の改築として行う場合）と	施設の整備（施設の整備と一体的に整備されるものであって、地方厚生（支）局長が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費（第２の５に定める費用を除く。）及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の２．６％に相当する額を限度額とする。以下同じ。）。 ただし、別の負担（補助）金又はこの種目とは別の種目において別途補助対象とする費用を除き（以下同じ。）、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む（以下同じ。）。

	して行う場合には別表２－４又は別表２－５に掲げる定員１人当たり基準単価に定員を乗じて得た額を基準額とする。 イ　一部改築及び拡張 平成１７年１０月５日社援発第1005009号厚生労働省社会・援護局長通知「社会福祉施設等施設整備費における一部改築及び拡張に係る国庫補助金の算出方法の取扱いについて」により算出された額を基準額とする。 ウ　都市部等において高層化して整備する場合であって、平成１７年１０月５日社援発第1005011号厚生労働省社会・援護局長通知「都市部における社会福祉施設の整備の促進について」に定める基準に適合する整備を行うときは、上記に定める方法により算定された額に対して０．０８を乗じて得た額を加算する。 エ　豪雪地帯対策特別措置法（昭和３７年法律第７３号）第２条第２項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯に所在する場合は、上記に定める方法により算定された額に対して０．０８を乗じて得た額を加算する。 オ　積雪寒冷地域（寒冷地手当支給規則（昭和３９年総理府令第３３号）別表に掲げる地域（国家公務員の寒冷地手当支給地域）とする。）に所在する下記に掲げる対象施設の体育施設にあっては、１施設当たり68,400,000円を基準額とする。 ただし、地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第１に掲げる社会福祉施設（木造施設の改築として行う場合）として行う場合には１施設当たり76,000,000円を基準額とする。 耐震化等整備又は津波避難対策	

	緊急事業計画に基づく事業として行う場合には、「68,400,000」を「90,900,000」、「76,000,000」を「101,000,000」とそれぞれ読み替えて適用する。 〈対象施設〉 救護施設、更生施設 カ　奄美群島振興開発特別措置法（昭和２９年法律第１８９号）第１条に規定する奄美群島、小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和４４年法律第７９号）第４条第１項に規定する小笠原諸島、離島振興法（昭和２８年法律第７２号）第２条第１項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域若しくは沖縄振興特別措置法（平成１４年法律第１４号）第３条第１項第３号に定める離島に所在する場合は、上記に定める方法により算定された額に対して０．０８を乗じて得た額を加算する。	
介護用リフト等特殊付帯工事費	厚生労働大臣が必要と認めた施設及び額とする。	介護用リフト等の整備に必要な工事費又は工事請負費
授産施設等近代化整備工事費	厚生労働大臣が必要と認めた施設及び額とする。	授産施設等近代化の整備に必要な工事費又は工事請負費
授産施設等整備工事費	厚生労働大臣が必要と認めた施設及び額とする。	授産施設等の整備に必要な工事費又は工事請負費
解体撤去工事費及び仮設施設整備工事費	厚生労働大臣が必要と認めた施設及び額とする。	解体撤去に必要な工事費又は工事請負費及び仮設施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費

別表１－２

算　　定　　基　　準

【障害福祉関係施設の場合（３の（２）、（３）及び（４）に掲げる施設）】

創設、増築、改築、老朽民間社会福祉施設整備及び避難スペース整備

１　種　目	２　基　準　額	３　対　象　経　費
本体工事費	○　１施設当たり基準単価を適用する場合 （ア）別表３－１又は別表３－２に掲げる１施設あたり基準単価（障害福祉サービス事業のみを実施する多機能型事業所を整備する場合には、多機能型として一体的に行う各事業の利用定員の合計（以下、「総定員」という。）に応じた基準単価。児童福祉法に基づく障害児通所支援事業を実施する多機能型事業所を整備する場合には、総定員に応じた基準単価に障害福祉サービス事業に係る利用定員を乗じ、総定員で除した額。以下、この表において同じ。）を基準額とする。 （イ）津波避難対策緊急事業計画に基づく事業として行う場合には別表３－３に掲げる１施設あたり基準単価を基準額とする。 （ウ）沖縄振興計画に基づく事業として行う場合には別表３－４又は別表３－５に掲げる１施設あたり基準単価を基準額とする。 （エ）地震対策緊急事業計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第１に掲げる社会福祉施設（木造施設の改築として行う場合）として行う場合には別表３－６又は別表３－７に掲げる１施設あたり基準単価を基準額とする。 （オ）地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第１に掲げる社会福祉施設（木造施設の改築として行う場合）として行う場合には別表３－	施設の整備（施設の整備と一体的に整備されるものであって、地方厚生（支）局長が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費（第２の５に定める費用を除く。）及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の２．６％に相当する額を限度額とする。以下同じ。）。 ただし、別の負担（補助）金又はこの種目とは別の種目において別途補助対象とする費用を除き（以下同じ。）、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む（以下同じ。）。

	６又は別表３－７に掲げる１施設当たり基準単価を基準額とする。 （カ）奄美群島振興開発特別措置法（昭和２９年法律第１８９号）第１条に規定する奄美群島、小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和４４年法律第７９号）第４条第１項に規定する小笠原諸島、離島振興法（昭和２８年法律第７２号）第２条第１項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域若しくは沖縄振興特別措置法（平成１４年法律第１４号）第３条第１項第５号に定める離島に所在する場合は、上記に定める方法により算定された額に対して０．０８を乗じて得た額を加算する。	
解体撤去工事費及び仮設施設整備工事費	厚生労働大臣が必要と認めた施設及び額とする。	解体撤去に必要な工事費又は工事請負費及び仮設施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費

別表１－３

算　　定　　基　　準

【困難な問題を抱える女性への支援に関する法律に基づく施設の場合（３の（６）に掲げる施設）】

創設、増築、増改築、改築、拡張及び老朽民間社会福祉施設整備

１　種　目	２　基　準　額	３　対　象　経　費
本体工事費	ア　１世帯当たり基準単価を適用するもの （ア）別表４－１に掲げる１世帯当たり基準単価に定員（世帯）を乗じて得た額を基準額とする。 （イ）南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成１４年法律第９２号）第１２条第１項に規定する津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業のうち、同項第４号に基づき政令で定める施設として行う場合及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成１６年法律第２７号）第１１条第１項に規定する津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業のうち、同項第４号に基づき政令で定める施設として行う場合には別表４－２に掲げる１世帯当たり基準単価に定員（世帯）を乗じて得た額を基準額とする。 イ　一部改築及び拡張 平成１７年１０月５日社援発第1005009号厚生労働省社会・援護局長通知「社会福祉施設等施設整備費における一部改築及び拡張に係る国庫補助金の算出方法の取扱いについて」により算出された額を基準額とする。 ウ　心理療法室を整備する場合は、別表４－１に掲げる１世帯当たり基準単価に定員（世帯）を乗じて得た額	施設の整備（施設の整備と一体的に整備されるものであって、地方厚生（支）局長が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費（第２の５に定める費用を除く。）及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の２．６％に相当する額を限度額とする。以下同じ。）。 ただし、別の負担（補助）金又はこの種目とは別の種目において別途補助対象とする費用を除き（以下同じ。）、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む（以下同じ。）。

	を加算する。 　なお、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成１４年法律第９２号）第１２条第１項に規定する津波避難対策緊急事業計画 に基づいて実施される事業のうち、同項第４号に基づき政令で定める施設として行う場合及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成１６年法律第２７号）第１１条第１項に規定する津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業のうち同項第４号に基づき政令で定める施設として行う場合には別表４－２に掲げる１世帯当たり基準単価に定員（世帯）を乗じて得た額を加算する。 エ　保育室を整備する場合は、別表４－１に掲げる１世帯当たり基準単価に定員（世帯）を乗じて得た額を加算する。 　なお、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成１４年法律第９２号）第１２条第１項に規定する津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業のうち、同項第４号に基づき政令で定める施設として行う場合及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成１６年法律第２７号）第１１条第１項に規定する津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業のうち同項第４号に基づき政令で定める施設として行う場合には別表４－２に掲げる１世帯当たり基準単価に定員（世帯）を乗じて得た額を加算する。 オ　学習室を整備する場合は、別表４－１に掲げる１世帯当たり基準単価に定員（世帯）を乗じて得た額を加算する。	

	なお、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成１４年法律第９２号）第１２条第１項に規定する津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業のうち、同項第４号に基づき政令で定める施設として行う場合及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成１６年法律第２７号）第１１条第１項に規定する津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業のうち同項第４号に基づき政令で定める施設として行う場合には別表４－２に掲げる１世帯当たり基準単価に定員（世帯）を乗じて得た額を加算する。 カ　積雪寒冷地域（寒冷地手当支給規則（昭和３９年総理府令第３３号）別表に掲げる地域（国家公務員の寒冷地手当支給地域）とする。）に所在する下記に掲げる対象施設の体育施設にあっては、別表４－３に定める基準額を加算する。 〈対象施設〉女性自立支援施設 キ　地域に密着した独自の事業を実施するための場等を確保する整備であって、平成１７年１０月５日社援発第1005014号厚生労働省社会・援護局長通知「社会福祉施設等施設整備費における地域福祉の推進等を図るためのスペース（地域交流スペース）の整備について」に定める基準に適合する整備を行うときは、別表４－３に定める基準額を加算する。	
余裕教室活用促進事業	余裕教室を困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和４年法律第５２号）第９条第６項に基づく困難な問題を抱える女性を一時保護する施設及び「公立学校施設整備費補助金等に係る財産処分の承認等について」	(1) 余裕教室を社会福祉施設等に改築（施設の整備と一体的に整備されるものであって、地方厚生（支）局長が必要と認めた整備を含む。）するために必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費

	（令和２年１２月９日２文科施第２８１号文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部長通知）に規定されている「報告事項」に該当する施設に改築する場合は、別表４－３に定める基準額とする。	(2) 暖房設備工事費 　暖房設備に必要な工事費又は工事請負費 (3) 冷房設備工事費 　冷房設備に必要な工事費又は工事請負費 (4) 冷暖房設備工事費 　冷暖房設備に必要な工事費又は工事請負費 (5) 浄化槽設備工事費 　浄化槽設備に必要な工事費又は工事請負費
特殊付帯工事費	別表４－３に定める基準額とする。	特殊付帯工事費に必要な工事費または工事請負費
解体撤去工事費及び仮設施設整備工事費	厚生労働大臣が必要と認めた施設及び額とする。	解体撤去に必要な工事費又は工事請負費及び仮設施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費

別表１－４

算　　定　　基　　準

【困難な問題を抱える女性への支援に関する法律に基づく施設の場合（３の（６）に掲げる施設）】

耐震化等整備事業（増改築、改築及び老朽民間社会福祉施設整備）

１　種　目	２　基　準　額	３　対　象　経　費
本体工事費	ア　１世帯当たり基準単価を適用するもの 　別表４－４に掲げる１世帯当たり基準単価に定員（世帯）を乗じて得た額を基準額とする。 イ　一部改築 　平成１７年１０月５日社援発第1005009号厚生労働省社会・援護局長通知「社会福祉施設等施設整備費における一部改築及び拡張に係る国庫補助金の算出方法の取扱いについて」により算出された額を基準額とする。	施設の整備（施設の整備と一体的に整備されるものであって、地方厚生（支）局長が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費（第２の５に定める費用を除く。）及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の２．６％に相当する額を限度額とする。以下同じ。）。 ただし、別の負担（補助）金又はこの種目とは別の種目において別途補助対象とする費用を除き（以下同じ。）、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む（以下同じ。）。
解体撤去工事費及び仮設施設整備工事費	厚生労働大臣が必要と認めた施設及び額とする。	解体撤去に必要な工事費又は工事請負費及び仮設施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費

別表１－５

算　　定　　基　　準

【困難な問題を抱える女性への支援に関する法律に基づく施設の場合（３の（６）に掲げる施設）】

（別表１－３及び別表１－４に掲げる整備以外の事業）

１　種　目	２　基　準　額	３　対　象　経　費
本体工事費	大規模修繕等及びその他特別な工事費については、厚生労働大臣が必要と認めた額とする。	施設の整備に必要な工事費又は工事請負費（第２の５に定める費用を除く。）及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の２．６％に相当する額を限度額とする。以下同じ。）。 ただし、別の負担（補助）金又はこの種目とは別の種目において別途補助対象とする費用を除き（以下同じ。）、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む（以下同じ。）。
スプリンクラー設備等工事費（既存施設）	別表４－５に掲げる１㎡当たり基準単価にスプリンクラー設備に係る施設面積を乗じて得た額とする。	スプリンクラー設備等に必要な工事費又は工事請負費
仮設施設整備工事費	厚生労働大臣が必要と認めた施設及び額とする。	仮設施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費
防犯対策強化に係る整備	厚生労働大臣が必要と認めた施設及び額とする。	防犯対策強化に係る整備に必要な工事費又は工事請負費（第２の５に定める費用を除く。）及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の２．６％に相当する額を限度額

		とする。）。 　ただし、別の補助金等又はこの種目とは別の種目において別途交付対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。

別表１－６

算　　定　　基　　準

（別表１－１、別表１－２、別表１－３、別表１－４、別表１－５及び別表５に掲げる整備以外の事業）

１　種　目	２　基　準　額	３　対　象　経　費
本体工事費	大規模修繕等及びその他特別な工事費については、厚生労働大臣が必要と認めた額とする。	施設の整備に必要な工事費又は工事請負費（第２の５に定める費用を除く。）及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の２．６％に相当する額を限度額とする。以下同じ。）。 ただし、別の負担（補助）金又はこの種目とは別の種目において別途補助対象とする費用を除き（以下同じ。）、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む（以下同じ。）。
スプリンクラー設備等工事費(既存施設)	厚生労働大臣が必要と認めた施設及び額とする。	スプリンクラー設備等に必要な工事費又は工事請負費
仮設施設整備工事費	厚生労働大臣が必要と認めた施設及び額とする。	仮設施設整備に必要な賃貸料、工事費又は工事請負費

別表２－１

令和8年度定員１人当たりの間接補助基準単価

（単位：円）

施　設　の　種　類			
救護施設	本体	都市部	7,910,000
		標準	7,530,000
		初度設備加算	115,000
	個室整備加算	都市部	553,000
		標準	527,000
更生施設	本体	都市部	7,910,000
		標準	7,530,000
		初度設備加算	115,000
	個室整備加算	都市部	553,000
		標準	527,000
授産施設		都市部	3,410,000
		標準	3,250,000
		初度設備加算	115,000
宿所提供施設		都市部	2,710,000
		標準	2,580,000
		初度設備加算	115,000
社会事業授産施設		都市部	3,410,000
		標準	3,250,000
		初度設備加算	115,000
日常生活支援住居施設		都市部	2,710,000
		標準	2,580,000
		初度設備加算	115,000

（注）１　上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特例割増単価の取扱いについて（平成１７年１０月５日社援発第1005012号）」により、都市部特例割増加算後の単価であること。

２　改築整備に係る初度設備相当加算は、基準単価の2分の１以内で厚生労働大臣が必要と認めた額であること。

３　救護施設にサテライト型救護施設を設置する場合には、救護施設の基準を適用する。

４　個室整備加算は、定員の3割以内を限度とする。

別表２－２

（耐震化等整備を行う場合）

令和8年度定員１人当たりの間接補助基準単価

（単位：円）

施　設　の　種　類		
救護施設	都市部	10,830,000
	標準	10,320,000
更生施設	都市部	10,830,000
	標準	10,320,000

（注）１　上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特例割増単価の取扱いについて（平成１７年１０月５日社援発第1005012号）」により、都市部特例割増加算後の単価であること。

２　救護施設にサテライト型救護施設を設置する場合には、救護施設の基準を適用する。

別表２－３

（南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法又は日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づく津波避難対策緊急事業計画に掲げる整備を行う場合）

令和８年度定員１人当たりの間接補助基準単価

（単位：円）

施　設　の　種　類		下記都県内 千葉県、東京都、神奈川県、静岡県、愛知県、三重県、兵庫県、和歌山県、徳島県、愛媛県、高知県、大分県、宮崎県、鹿児島県
救護施設	都市部	10,830,000
	標準	10,320,000
更生施設	都市部	10,830,000
	標準	10,320,000
授産施設	都市部	4,630,000
	標準	4,410,000
宿所提供施設	都市部	3,680,000
	標準	3,510,000
社会事業授産施設	都市部	4,630,000
	標準	4,410,000

（注）１　上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特例割増単価の取扱いについて（平成１７年１０月５日社援発第1005012号）」により、都市部特例割増加算後の単価であること。

２　救護施設にサテライト型救護施設を設置する場合には、救護施設の基準を適用する。

別表２－４

（地震対策緊急整備事業計画のうち、同法別表第１に掲げる社会福祉施設（木造施設の改築として行う場合）として行う場合及び地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第１に掲げる社会福祉施設（木造施設の改築として行う場合）として行う場合）

令和８年度定員１人当たりの間接補助基準単価

（単位：円）

施　設　の　種　類				
救護施設	本体		都市部	8,790,000
			標準	8,370,000
		初度設備加算		128,000
	個室整備加算		都市部	615,000
			標準	585,000

（注）１　上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特例割増単価の取扱いについて（平成１７年１０月５日社援発第1005012号）」により、都市部特例割増加算後の単価であること。
２　改築整備に係る初度設備相当加算は、基準単価の２分の１以内で厚生労働大臣が必要と認めた額であること。
３　木造施設の改築として行う場合に限る。
４　個室整備加算は、定員の３割以内を限度とする。

別表２－５

（地震対策緊急整備事業計画のうち、同法別表第１に掲げる社会福祉施設（木造施設の改築として行う場合）として耐震化等整備を行う場合及び地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第１に掲げる社会福祉施設（木造施設の改築として行う場合）として耐震化等整備を行う場合）

令和８年度定員１人当たりの間接補助基準単価

（単位：円）

施　設　の　種　類		
救護施設	都市部	12,040,000
	標準	11,470,000

（注）１　上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特例割増単価の取扱いについて（平成１７年１０月５日社援発第1005012号）」により、都市部特例割増加算後の単価であること。

２　木造施設の改築として行う場合に限る。

別表3－1

令和8年度1事業（1施設）当たりの間接補助基準単価

（単位：円）

事業（施設）の種類				補助基準額
生活介護 自立訓練 就労移行支援 就労継続支援	本体(日中活動部分)	利用定員　20人 以下	都市部	72,900,000
			標準	69,500,000
		21人　～ 40人	都市部	147,100,000
			標準	140,100,000
		41人 ～ 60人	都市部	246,000,000
			標準	234,300,000
		61人 ～ 80人	都市部	345,400,000
			標準	329,000,000
		81人 ～100人	都市部	445,200,000
			標準	424,000,000
		101人 ～120人	都市部	543,600,000
			標準	517,800,000
		121人以上	都市部	643,500,000
			標準	612,900,000
	施設入所支援整備加算及び本体（宿泊型自立訓練）	利用定員　20人 以下	都市部	58,800,000
			標準	56,000,000
		21人　～ 40人	都市部	118,700,000
			標準	113,100,000
		41人 ～ 60人	都市部	198,700,000
			標準	189,300,000
		61人 ～ 80人	都市部	280,000,000
			標準	266,700,000
		81人 ～100人	都市部	359,700,000
			標準	342,600,000
		101人 ～120人	都市部	441,000,000
			標準	420,000,000
		121人以上	都市部	521,000,000
			標準	496,200,000
	就労・訓練事業等整備加算		都市部	56,200,000
			標準	53,600,000
	大規模生産設備等整備加算		都市部	185,500,000
			標準	176,700,000
	短期入所整備加算		都市部	15,100,000
			標準	14,400,000
	発達障害者支援センター整備加算		都市部	17,700,000
			標準	16,900,000
	就労選択支援、就労定着支援、自立生活援助、相談支援整備加算		都市部	12,400,000
			標準	11,900,000
	居宅介護整備加算		都市部	8,400,000
			標準	8,000,000
	避難スペース整備加算		都市部	48,900,000
			標準	46,500,000

別表3－1

療養介護	本体	利用定員　20人	都市部	132,900,000
			標準	126,600,000
		21人　～ 40人	都市部	267,000,000
			標準	254,400,000
		41人　～ 60人	都市部	445,100,000
			標準	423,900,000
		61人　～ 80人	都市部	626,400,000
			標準	596,700,000
		81人　～100人	都市部	806,200,000
			標準	767,900,000
		101人　～120人	都市部	985,600,000
			標準	938,700,000
		121人以上	都市部	1,165,500,000
			標準	1,110,000,000
	就労・訓練事業等整備加算		都市部	56,200,000
			標準	53,600,000
	大規模生産設備等整備加算		都市部	185,500,000
			標準	176,700,000
	短期入所整備加算		都市部	15,100,000
			標準	14,400,000
	発達障害者支援センター整備加算		都市部	17,700,000
			標準	16,900,000
	就労選択支援、就労定着支援、自立生活援助、相談支援整備加算		都市部	12,400,000
			標準	11,900,000
	居宅介護整備加算		都市部	8,400,000
			標準	8,000,000
	避難スペース整備加算		都市部	48,900,000
			標準	46,500,000
共同生活援助	本体	定員4人～10人	都市部	34,600,000
			標準	33,000,000
		短期入所整備加算	都市部	15,100,000
			標準	14,400,000
		エレベーター等設置整備加算	都市部	2,730,000
			標準	2,610,000
	就労選択支援、就労定着支援、自立生活援助、相談支援整備加算		都市部	12,400,000
			標準	11,900,000
	居宅介護整備加算		都市部	8,400,000
			標準	8,000,000
	避難スペース整備加算		都市部	48,900,000
			標準	46,500,000
増築整備（既存施設の現在定員の増員）			都市部	36,500,000
			標準	34,800,000
短期入所（短期入所のみの整備の場合）			都市部	18,300,000
			標準	17,500,000
就労選択支援、就労定着支援、自立生活援助、相談支援（各事業のみの整備の場合）			都市部	12,400,000
			標準	11,900,000
居宅介護（居宅介護のみの整備の場合）			都市部	8,400,000
			標準	8,000,000
避難スペース整備（避難スペースのみの整備の場合）			都市部	48,900,000
			標準	46,500,000

別表３－１

補装具製作施設	都市部	18,300,000
	標準	17,500,000
盲導犬訓練施設	都市部	230,100,000
	標準	219,100,000
点字図書館	都市部	63,100,000
	標準	60,100,000
聴覚障害者情報提供施設	都市部	85,200,000
	標準	81,200,000

（注）１　上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特例割増単価の取扱いについて（平成１７年１０月５日社援発第1005012号）」により、都市部特例割増加算後の単価であること。

２　特別豪雪地帯に所在する場合は、都市部単価を適用すること。

３　本体単価と各種加算の合計額を基準額とする。（本体単価について、宿泊型自立訓練のみを行う事業所は 「本体（宿泊型自立訓練）」、宿泊型自立訓練と併せて自立訓練等の日中活動を行う事業所は「本体（日中活動部分）＋本体（宿泊型自立訓練）」の単価とする。）

４　短期入所の利用定員が２人以下の場合には、「短期入所整備加算」または「短期入所（短期入所のみの整備の場合）」に2分の1を乗じた額を基準額とする。

（耐震化等整備を行う場合）

令和８年度１事業（１施設）当たりの間接補助基準単価

（単位：円）

事業（施設）の種類				補助基準額
生活介護 自立訓練 就労移行支援 就労継続支援	本体(日中活動部分)	利用定員　40人 以下	都市部	195,600,000
			標準	186,300,000
		41人 ～ 60人	都市部	326,300,000
			標準	310,800,000
		61人 ～ 80人	都市部	458,500,000
			標準	436,700,000
		81人 ～ 100人	都市部	590,800,000
			標準	562,700,000
		101人 ～ 120人	都市部	721,800,000
			標準	687,400,000
		121人 ～	都市部	853,800,000
			標準	813,100,000
	施設入所支援整備加算	利用定員　40人 以下	都市部	157,800,000
			標準	150,300,000
		41人 ～ 60人	都市部	263,700,000
			標準	251,200,000
		61人 ～ 80人	都市部	371,300,000
			標準	353,700,000
		81人 ～ 100人	都市部	477,300,000
			標準	454,500,000
		101人 ～ 120人	都市部	585,300,000
			標準	557,400,000
		121人 ～	都市部	690,900,000
			標準	658,100,000
	就労・訓練事業等整備加算		都市部	74,700,000
			標準	71,100,000
	短期入所整備加算		都市部	16,700,000
			標準	15,900,000
	発達障害者支援センター整備加算		都市部	23,200,000
			標準	22,200,000

（注）１　上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特例割増単価の取扱いについて（平成１７年１０月５日社援発第1005012号）」により、都市部特例割増加算後の単価であること。

２　特別豪雪地帯に所在する場合は、都市部単価を適用すること。

３　本体単価と各種加算、解体撤去費用及び仮設施設整備工事費の合計額を基準額とする。

４　短期入所の利用定員が２人以下の場合には、「短期入所整備加算」に２分の１を乗じた額を基準額とする。

５　障害者支援施設の改築として行う場合に限る。

（南海トラフ特別措置法又は日本海溝・千島海溝地震対策特別措置法に基づく整備を行う場合）
令和８年度１事業（１施設）当たりの間接補助基準単価

（単位：円）

事業（施設）の種類				補助基準額
生活介護 自立訓練 就労移行支援 就労継続支援	本体(日中活動部分)	利用定員　40人 以下	都市部	195,600,000
			標準	186,300,000
		41人 ～ 60人	都市部	326,200,000
			標準	310,700,000
		61人 ～ 80人	都市部	458,500,000
			標準	436,700,000
		81人 ～ 100人	都市部	590,700,000
			標準	562,500,000
		101人 ～ 120人	都市部	721,700,000
			標準	687,300,000
		121人 ～	都市部	853,600,000
			標準	813,000,000
	施設入所支援整備加算	利用定員　40人 以下	都市部	157,800,000
			標準	150,300,000
		41人 ～ 60人	都市部	263,700,000
			標準	251,100,000
		61人 ～ 80人	都市部	371,200,000
			標準	353,600,000
		81人 ～ 100人	都市部	477,300,000
			標準	454,500,000
		101人 ～ 120人	都市部	584,900,000
			標準	557,100,000
		121人 ～	都市部	690,800,000
			標準	657,900,000
	就労・訓練事業等整備加算		都市部	74,500,000
			標準	71,000,000
	短期入所整備加算		都市部	16,700,000
			標準	15,900,000
	発達障害者支援センター整備加算		都市部	23,200,000
			標準	22,200,000

別表３－３

療養介護	本体	利用定員　40人以下	都市部	355,100,000
			標準	338,200,000
		41人 ～ 60人	都市部	592,400,000
			標準	564,200,000
		61人 ～ 80人	都市部	832,700,000
			標準	793,100,000
		81人 ～100人	都市部	1,071,800,000
			標準	1,020,800,000
		101人 ～120人	都市部	1,311,000,000
			標準	1,248,600,000
		121人以上	都市部	1,549,500,000
			標準	1,475,800,000
	就労・訓練事業等整備加算		都市部	74,400,000
			標準	70,800,000
	短期入所整備加算		都市部	20,200,000
			標準	19,300,000
	発達障害者支援センター整備加算		都市部	23,200,000
			標準	22,200,000
共同生活援助	本体	定員４人～１０人	都市部	46,400,000
			標準	44,200,000
	短期入所整備加算		都市部	20,200,000
			標準	19,300,000

（注）１　上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特例割増単価の取扱いについて（平成１７年１０月５日社援発第1005012号）」により、都市部特例割増加算後の単価であること。

２　特別豪雪地帯に所在する場合は、都市部単価を適用すること。

３　本体単価と各種加算、解体撤去費用及び仮設施設整備工事費の合計額を基準額とする。

４　短期入所の利用定員が2人以下の場合には、「短期入所整備加算」に2分の1を乗じた額を基準額とする。

別表３－４

（沖縄振興計画に基づく事業として行う場合）

令和8年度1事業（1施設）当たりの間接補助基準単価

（単位：円）

事業（施設）の種類				補助基準額
生活介護 自立訓練 就労移行支援 就労継続支援	本体(日中活動部分)	利用定員　20人 以下	都市部	81,000,000
			標準	77,200,000
		21人　～ 40人	都市部	163,500,000
			標準	155,700,000
		41人　～ 60人	都市部	273,300,000
			標準	260,300,000
		61人　～ 80人	都市部	383,800,000
			標準	365,500,000
		81人　～100人	都市部	494,600,000
			標準	471,100,000
		101人　～120人	都市部	604,000,000
			標準	575,300,000
		121人以上	都市部	715,000,000
			標準	681,000,000
	施設入所支援整備加算及び本体(宿泊型自立訓練)	利用定員　20人 以下	都市部	65,300,000
			標準	62,200,000
		21人　～ 40人	都市部	131,900,000
			標準	125,600,000
		41人　～ 60人	都市部	220,800,000
			標準	210,300,000
		61人　～ 80人	都市部	311,100,000
			標準	296,400,000
		81人　～100人	都市部	399,700,000
			標準	380,700,000
		101人　～120人	都市部	490,000,000
			標準	466,700,000
		121人以上	都市部	578,900,000
			標準	551,400,000
	就労・訓練事業等整備加算		都市部	62,500,000
			標準	59,500,000
	大規模生産設備等整備加算		都市部	206,100,000
			標準	196,400,000
	短期入所整備加算		都市部	16,800,000
			標準	16,000,000
	発達障害者支援センター整備加算		都市部	19,700,000
			標準	18,800,000
	就労選択支援、就労定着支援、自立生活援助、相談支援整備加算		都市部	13,800,000
			標準	13,200,000
	居宅介護整備加算		都市部	9,330,000
			標準	8,890,000
	避難スペース整備加算		都市部	54,300,000
			標準	51,700,000
増築整備（既存施設の現在定員の増員）			都市部	40,500,000
			標準	38,600,000

補装具製作施設	都市部	20,400,000
	標準	19,500,000
点字図書館	都市部	70,100,000
	標準	66,800,000
聴覚障害者情報提供施設	都市部	94,700,000
	標準	90,200,000

（注）１　上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特例割増単価の取扱いについて（平成１７年１０月５日社援発第1005012号）」により、都市部特例割増加算後の単価であること。
２　特別豪雪地帯に所在する場合は、都市部単価を適用すること。
３　本体単価と各種加算の合計額を基準額とする。（本体単価について、宿泊型自立訓練のみを行う事業所は 「本体（宿泊型自立訓練）」、宿泊型自立訓練と併せて自立訓練等の日中活動を行う事業所は「本体（日中活動部分）＋本体（宿泊型自立訓練）」の単価とする。）
４　短期入所の利用定員が２人以下の場合には、「短期入所整備加算」に２分の１を乗じた額を基準額とする。

別表３－５

（沖縄振興計画に基づく事業として耐震化等整備を行う場合）

令和８年度１事業（１施設）当たりの間接補助基準単価

（単位：円）

事業（施設）の種類				補助基準額
生活介護 自立訓練 就労移行支援 就労継続支援	本体(日中活動部分)	利用定員　40人 以下	都市部	217,400,000
			標準	207,000,000
		41人 ～ 60人	都市部	362,500,000
			標準	345,300,000
		61人 ～ 80人	都市部	509,500,000
			標準	485,200,000
		81人 ～ 100人	都市部	656,500,000
			標準	625,200,000
		101人 ～ 120人	都市部	802,000,000
			標準	763,800,000
		121人 ～	都市部	948,600,000
			標準	903,500,000
	施設入所支援整備加算	利用定員　40人 以下	都市部	175,400,000
			標準	167,000,000
		41人 ～ 60人	都市部	293,000,000
			標準	279,100,000
		61人 ～ 80人	都市部	412,500,000
			標準	393,000,000
		81人 ～ 100人	都市部	530,300,000
			標準	505,000,000
		101人 ～ 120人	都市部	650,300,000
			標準	619,400,000
		121人 ～	都市部	767,700,000
			標準	731,200,000
	就労・訓練事業等整備加算		都市部	83,000,000
			標準	79,000,000
	短期入所整備加算		都市部	18,500,000
			標準	17,700,000
	発達障害者支援センター整備加算		都市部	25,800,000
			標準	24,600,000

（注）１　上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特例割増単価の取扱いについて（平成１７年１０月５日社援発第1005012号）」により、都市部特例割増加算後の単価であること。

２　特別豪雪地帯に所在する場合は、都市部単価を適用すること。

３　本体単価と各種加算、解体撤去費用及び仮設施設整備工事費の合計額を基準額とする。

４　短期入所の利用定員が２人以下の場合には、「短期入所整備加算」に２分の１を乗じた額を基準額とする。

５　障害者支援施設の改築として行う場合に限る。

別表3－6

（地震対策緊急整備事業計画のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設（木造施設の改築として行う場合）として行う場合及び地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設（木造施設の改築として行う場合）として行う場合）

令和8年度1事業（1施設）当たりの間接補助基準単価

（単位：円）

事業（施設）の種類				補助基準額
生活介護 自立訓練	本体（日中活動部分）	利用定員　20人 以下	都市部	81,000,000
			標準	77,200,000
		21人　～ 40人	都市部	163,500,000
			標準	155,700,000
		41人　～ 60人	都市部	273,300,000
			標準	260,300,000
		61人　～ 80人	都市部	383,800,000
			標準	365,500,000
		81人　～100人	都市部	494,600,000
			標準	471,100,000
		101人　～ 120人	都市部	604,000,000
			標準	575,300,000
		121人　以上	都市部	715,000,000
			標準	681,000,000
	施設入所支援整備加算及び本体（宿泊型自立訓練）	利用定員　20人 以下	都市部	65,300,000
			標準	62,200,000
		21人　～ 40人	都市部	131,900,000
			標準	125,600,000
		41人　～ 60人	都市部	220,800,000
			標準	210,300,000
		61人　～ 80人	都市部	311,100,000
			標準	296,400,000
		81人　～100人	都市部	399,700,000
			標準	380,700,000
		101人　～ 120人	都市部	490,000,000
			標準	466,700,000
		121人　以上	都市部	578,900,000
			標準	551,400,000
	就労・訓練事業等整備加算		都市部	62,500,000
			標準	59,500,000
	大規模生産設備等整備加算		都市部	206,100,000
			標準	196,400,000
	短期入所整備加算		都市部	16,800,000
			標準	16,000,000
	発達障害者支援センター整備加算		都市部	19,700,000
			標準	18,800,000
	就労選択支援、就労定着支援、自立生活援助、相談支援整備加算		都市部	13,800,000
			標準	13,200,000
	居宅介護整備加算		都市部	9,330,000
			標準	8,890,000
	避難スペース整備加算		都市部	54,300,000
			標準	51,700,000

（注）1　上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特例割増単価の取扱いについて（平成17年10月5日社援発第1005012号）」により、都市部特例割増加算後の単価であること。

2　特別豪雪地帯に所在する場合は、都市部単価を適用すること。

3　本体単価と各種加算の合計額を基準額とする。（本体単価について、宿泊型自立訓練のみを行う事業所は 「本体（宿泊型自立訓練）」、宿泊型自立訓練と併せて自立訓練等の日中活動を行う事業所は「本体（日中活動部分）＋本体（宿泊型自立訓練）」の単価とする。）

4　短期入所の利用定員が2人以下の場合には、「短期入所整備加算」に2分の1を乗じた額を基準額とする。

5　木造施設の改築として行う場合に限る。

（地震対策緊急整備事業計画のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設（木造施設の改築として行う場合）として耐震化等整備を行う場合及び地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設（木造施設の改築として行う場合）として耐震化等整備を行う場合）

令和8年度1事業（1施設）当たりの間接補助基準単価

（単位：円）

事業（施設）の種類				補助基準額
生活介護 自立訓練	本体(日中活動部分)	利用定員　40人 以下	都市部	217,400,000
			標準	207,000,000
		41人 ～ 60人	都市部	362,500,000
			標準	345,300,000
		61人 ～ 80人	都市部	509,500,000
			標準	485,200,000
		81人 ～100人	都市部	656,500,000
			標準	625,200,000
		101人 ～ 120人	都市部	802,000,000
			標準	763,800,000
		121人 以上	都市部	948,600,000
			標準	903,500,000
	施設入所支援整備加算	利用定員　40人 以下	都市部	175,400,000
			標準	167,000,000
		41人 ～ 60人	都市部	293,000,000
			標準	279,100,000
		61人 ～ 80人	都市部	412,500,000
			標準	393,000,000
		81人 ～100人	都市部	530,300,000
			標準	505,000,000
		101人 ～ 120人	都市部	650,300,000
			標準	619,400,000
		121人 以上	都市部	767,700,000
			標準	731,200,000
	就労・訓練事業等整備加算		都市部	83,000,000
			標準	79,000,000
	短期入所整備加算		都市部	18,500,000
			標準	17,700,000
	発達障害者支援センター整備加算		都市部	25,800,000
			標準	24,600,000

（注）1　上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特例割増単価の取扱いについて（平成１７年１０月５日社援発第1005012号）」により、都市部特例割増加算後の単価であること。

2　特別豪雪地帯に所在する場合は、都市部単価を適用すること。

３　本体単価と各種加算、解体撤去費用及び仮設施設整備工事費の合計額を基準額とする。

４　短期入所の利用定員が２人以下の場合には、「短期入所整備加算」に２分の１を乗じた額を基準額とする。

５　木造の障害者支援施設の改築として行う場合に限る。

別表４－１

令和8年度補助基準単価

（単位：円）

（都道府県または指定都市が設置する施設に係る施設整備事業の場合）

施設の種類			単位	補助基準額
女性相談支援センター 一時保護所	本体		１世帯当たり	3,763,000
		初度設備加算	１世帯当たり	74,000
		心理療法室整備加算	１施設当たり	23,324,000
		保育室整備加算	１人当たり	991,000
		学習室整備加算	１人当たり	991,000
女性自立支援施設	本体		１世帯当たり	5,917,000
		初度設備加算	１世帯当たり	74,000
		心理療法室整備加算	１施設当たり	23,324,000

（社会福祉法人が設置する施設に係る施設整備事業に対し、都道府県が行う補助事業の場合）

施設の種類			単位	補助基準額
女性自立支援施設	本体		１世帯当たり	8,876,000
		初度設備加算	１世帯当たり	111,000
		心理療法室整備加算	１施設当たり	34,988,000

（注）１　豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第２条第２項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯、奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189号）第１条に規定された奄美群島、離島振興法（昭和28年法律第72号）第２条第１項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）第４条第１項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第３条第１項第３号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、上記本体の交付基準額に対して、0.08を乗じて得られた額を加算する。（小数点以下切捨て）

２　改築整備に係る初度設備加算は、補助基準額の２分の１以内で厚生労働大臣が必要と認めた額であること。

３　女性自立支援施設で一時保護委託を受け入れるための整備をする場合には、当該本体及び初度設備加算（一世帯あたり）の補助基準額を適用する。

別表４－２

令和8年度補助基準単価

（単位：円）

（南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）第12条第１項に規定する津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業のうち、同項第４号に基づき政令で定める施設及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成16年法律第27号）第11条第１項に規定する津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業のうち同項第４号に基づき政令で定める施設として行う場合）

（都道府県または指定都市が設置する施設に係る施設整備事業の場合）

施設の種類		単位	補助基準額
女性相談支援センター 一時保護所	本体	1 世 帯 当 た り	4,967,000
	初度設備加算	1 世 帯 当 た り	98,000
	心理療法室整備加算	1 施 設 当 た り	30,788,000
	保育室整備加算	1 人 当 た り	1,308,000
	学習室整備加算	1 人 当 た り	1,308,000
女性自立支援施設	本体	1 世 帯 当 た り	7,810,000
	初度設備加算	1 世 帯 当 た り	98,000
	心理療法室整備加算	1 施 設 当 た り	30,788,000

（社会福祉法人が設置する施設に係る施設整備事業に対し、都道府県が行う補助事業の場合）

施設の種類		単位	補助基準額
女性自立支援施設	本体	1 世 帯 当 た り	11,715,000
	初度設備加算	1 世 帯 当 た り	147,000
	心理療法室整備加算	1 施 設 当 た り	46,182,000

（注）１　豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第２条第２項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯、奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189号）第１条に規定された奄美群島、離島振興法（昭和28年法律第72号）第２条第１項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）第４条第１項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第３条第１項第３号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、上記本体の交付基準額に対して、0.08を乗じて得られた額を加算する。（小数点以下切捨て）

２ 改築整備に係る初度設備加算は、補助基準額の2分の１以内で厚生労働大臣が必要と認めた額であること。

３ 女性自立支援施設で一時保護委託を受け入れるための整備をする場合には、当該本体及び初度設備加算（一世帯あたり）の補助基準額を適用する。

別表４－３

令和8年度補助基準単価

（単位：円）

（都道府県または指定都市が設置する施設に係る施設整備事業の場合）

施設の種類		単位	補助基準額
女性相談支援センター 一時保護所	地域交流スペース	１施設当たり	17,852,000
	初度設備加算	１施設当たり	970,000
	地域交流スペース（防災拠点型）	１施設当たり	23,798,000
	初度設備加算	１施設当たり	2,537,000
	余裕教室活用促進事業	１施設当たり	23,798,000
	初度設備加算	１施設当たり	4,236,000
	特殊付帯工事（津波避難対策緊急事業計画に基づく場合以外）	１施設当たり	11,775,000
	特殊付帯工事（津波避難対策緊急事業計画に基づく場合）	１施設当たり	15,543,000
女性自立支援施設	積雪寒冷地域体育施設	１施設当たり	46,089,000
	地域交流スペース	１施設当たり	17,852,000
	初度設備加算	１施設当たり	970,000
	地域交流スペース（防災拠点型）	１施設当たり	23,798,000
	初度設備加算	１施設当たり	2,537,000
	余裕教室活用促進事業	１施設当たり	23,798,000
	初度設備加算	１施設当たり	4,236,000
	特殊付帯工事（津波避難対策緊急事業計画に基づく場合以外）	１施設当たり	11,775,000
	特殊付帯工事（津波避難対策緊急事業計画に基づく場合）	１施設当たり	15,543,000

（社会福祉法人が設置する施設に係る施設整備事業に対し、都道府県が行う補助事業の場合）

施設の種類		単位	補助基準額
女性自立支援施設	積雪寒冷地域体育施設	１施設当たり	69,134,000
	地域交流スペース	１施設当たり	26,778,000
	初度設備加算	１施設当たり	1,455,000
	地域交流スペース（防災拠点型）	１施設当たり	35,697,000
	初度設備加算	１施設当たり	3,806,000
	余裕教室活用促進事業	１施設当たり	35,697,000
	初度設備加算	１施設当たり	6,354,000
	特殊付帯工事（津波避難対策緊急事業計画に基づく場合以外）	１施設当たり	17,663,000
	特殊付帯工事（津波避難対策緊急事業計画に基づく場合）	１施設当たり	23,315,000

別表４－３

（注）１　豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第２条第２項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯、奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189号）第１条に規定された奄美群島、離島振興法（昭和28年法律第72号）第２条第１項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）第４条第１項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第３条第１項第３号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、上記本体の交付基準額に対して、0.08を乗じて得られた額を加算する。（小数点以下切捨て）

２　改築整備に係る初度設備加算は、補助基準額の２分の１以内で厚生労働大臣が必要と認めた額であること。

別表４－４

令和8年度補助基準単価

（単位：円）

（耐震化整備事業）

（都道府県または指定都市が設置する施設に係る施設整備事業の場合）

施設の種類		単位	補助基準額
女性相談支援センター 一時保護所	本体	１世帯当たり	6,678,000
女性自立支援施設	本体	１世帯当たり	8,976,000

（社会福祉法人が設置する施設に係る施設整備事業に対し、都道府県が行う補助事業の場合）

施設の種類		単位	補助基準額
女性自立支援施設	本体	１世帯当たり	13,464,000

（注）１　豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第２条第２項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯、奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189号）第１条に規定された奄美群島、離島振興法（昭和28年法律第72号）第２条第１項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）第４条第１項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第３条第１項第３号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、上記本体の交付基準額に対して、0.08を乗じて得られた額を加算する。（小数点以下切捨て）

別表４－５

令和8年度補助基準単価

（単位：円）

（都道府県または指定都市が設置する施設に係る施設整備事業の場合）

施設の種類		単位	補助基準額
女性相談支援センター 一時保護所	スプリンクラー設備工事（既存施設）※	1 ㎡ 当 た り	8,000
女性自立支援施設	スプリンクラー設備工事（既存施設）※	1 ㎡ 当 た り	8,000

（社会福祉法人が設置する施設に係る施設整備事業に対し、都道府県が行う補助事業の場合）

施設の種類		単位	補助基準額
女性自立支援施設	スプリンクラー設備工事（既存施設）※	1 ㎡ 当 た り	12,000

※ 創設、増築、増改築、改築、拡張及び老朽民間児童福祉施設整備以外の事業に限る

別表５

算定基準
（その他施設）

１　種　目	２　基　準　額	３　対象経費
本体工事費	次に掲げる額とし、改築及び大規模修繕等の工事費については、厚生労働大臣が必要と認めた額とする。 厚生労働大臣が必要と認めた面積 鉄筋　厚生労働大臣が必要と認めた額 ブロック　厚生労働大臣が必要と認めた額 木造　厚生労働大臣が必要と認めた額	施設整備に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費
解体撤去工事費及び仮設施設整備工事費	厚生労働大臣が必要と認めた施設及び額とする。	解体撤去に必要な工事費又は工事請負費及び仮設施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費